

地域中小企業応援ファンド
～「ふくい逸品創造ファンド」～
による支援事業計画

1 本県の産業振興政策における地域中小企業応援ファンドの位置づけ

福井県は、日本列島の中央部の日本海側に位置し、美しい山々と日本海に囲まれ、古来より大陸と畿内を結ぶ芸術・文化、技能・交易の玄関口として栄えてきた。また、四季を通じた湿潤な気候と宗教心に裏打ちされた粘り強く勤勉な県民性は、「技術 イコール ものづくり」の文化と精神を育んできている。

本県の製造品出荷額は、平成28年度で2兆393億円と、全国に占めるシェアは0.6%であるが、国内の合繊長繊維織物の4割を生産する繊維産業や、国内の眼鏡枠の生産額の9割以上のシェアを占める眼鏡産業は、本県の地場産業として長く本県経済を牽引してきた。

さらに、越前和紙、越前漆器、若狭塗などの国指定伝統工芸品や、繊維産業や眼鏡産業を母体に発展してきた化学、機械・金属などの多様な産業が集積している地域でもある。

しかしながら、近年、県内で生産される多くの製品は安価な中国製品等との競合にさらされている。中でも、県内の製造業でも大きなシェアを占める繊維産業、眼鏡産業については、永らく原系メーカーの下での賃加工生産や有名ブランドのOEM生産に従事してきたことから、優れた技術を有する企業が多い一方で、マーケティング力が弱く、自社の技術を基に売れる商品を開発することが不得手であると指摘されている。

また、本県の一つひとつの中小企業等の規模は大きいとはいえ、自社の技術や地域の産業資源を基にした新たな商品開発に投資する資金力に乏しいとともに、十分な商品供給力を備えていないという課題を有している。

このように、本県の地場産業で培われたモノづくりの技術は、現在、大きな転換期を迎えている。

一方、我が国は、少子高齢化社会の到来とともに国全体の人口が減少期に入りつつある。

平成27年に実施された国勢調査において、日本全体の人口減少が改めて確認されており、このペースで減少が進むと、2100年には日本の人口が半減すると予測されている。本県においては、2000年頃をピークに減少に転じており、今なお増加しているのは大都市圏のみである。

また、本県の交通面においては、今後5～10年の間に、北陸新幹線敦賀開

業や中部縦貫自動車道全線開通が予定されており、大都市圏へのアクセスがより容易になる。

また、右肩上がりの経済成長の時代は既に終わり、経済社会が成熟化するとともに、グローバル化が進展する中、生活者・消費者の価値観は多様化し、自らの価値観にあった上質な商品を選択・消費する傾向が強まっている。

このような社会経済環境の変化を踏まえるとき、本県の中小企業等が生き残るためには、大都市圏を含む幅広い商圏における消費者をターゲットとして、そのニーズを的確につかみ、本県の産業が持つ高い技術力や質の高い物品等をベースに、その分野における本質を究めた一流品（逸品）を商品化する事業に取り組むことが必要不可欠である。

以上の現状認識に立ち、地域産業の活性化を図る本県産業政策の柱として、

①繊維産業、眼鏡産業などの産地ブランド化による最終商品の開発・販路開拓支援

②産地の強みを活かした新商品・新サービスの事業化の推進

を推進することとしている。その実現を図る具体的な施策として「ふくいの逸品創造ファンド」を位置づけ、新商品・新サービス開発事業に取り組む中小企業等を積極的に支援することとする。

なお、「ふくいの逸品創造ファンド」の管理運営は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「f i s c」という。）とする。

2 支援重点分野

今後、ニーズが多様化する中で、より地域の強みを活かした独自性の高い商品の開発を促進するため、県内の特色ある産業資源を基に、顧客のニーズを的確につかんだ商品開発を行い、最も有利な販売チャンネルを開拓するなど、新たな商品開発および市場開拓に取り組む意欲ある中小企業等を、産業分野を特定せず幅広く支援する。

3 助成対象者

福井県内に主たる事業所を有する中小企業、個人事業者、有限責任事業

組合、農業協同組合、農事組合法人、特定非営利活動法人(以下「中小企業者等」という。)

4 助成対象の選定・支援方法

(1) 選定方法

- ① 当ファンドにより実施する助成事業については、定期的に公募する。
- ② 応募のあった事業計画書に対して、有識者等を委員として、f i s c に設置する「ファンド事業審査委員会」において審査し、採択を決定する。

(2) 支援方法

中小企業等が行う以下の取組みに対し助成する。

- ① 市場調査
- ② 新商品、新サービス等の開発
- ③ 求評事業（テストマーケティング・モニタリング）
- ④ 展示会・見本市・商談会等への参加
- ⑤ 新商品等の販路開拓のための広報
- ⑥ その他、上記に附帯する取組み

また、助成対象事業の実施期間は、交付決定の日より最大24か月以内とし、会計年度を跨ぐことも可能とする。

(3) 当ファンドによる資金助成以外の支援

県およびf i s c は、当ファンド事業の効果を高めるため、首都圏における販路開拓支援や企業の基盤となる人材の育成、中小企業者に対するきめ細かな経営支援などの事業を行う。

5 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

- (1) 当ファンド事業の実施期間（10年間）終了後の成果目標については、支援対象事業数60件（年間6件×10年）を目標とする。
- (2) 助成対象事業者の70%以上が3年以内に新事業の事業化を達成

し、40%以上が助成金交付後5年以内にその助成対象事業の売上高を助成額の5倍以上増加させること。

- (3) 上記の成果目標の達成状況および事業成果については、f i s c に設置する「ファンド事業審査委員会」において、毎年度、評価を受けるものとする。